

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 3 年 8 月 4 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

申請者 〒175-0083
住 所 東京都板橋区四葉一丁目1番8号
氏 名 有限会社丸松産業
取締役 松崎 一志
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-3550-9208
担当者名 松崎 一志
上記申請代理人
住 所 埼玉県本庄市千代田4-2-4 三の蔵
氏 名 行政書士法人ST環境
行政書士 飯島 広樹
電話番号 0495-71-7503



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	1 事業の区分 積替え、保管を(行う・ 行わない) 2 取り扱う廃棄物 ①廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) ②廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) ③廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) ④感染性産業廃棄物(特定有害産業廃棄物であるものを除く。) ⑤特定有害産業廃棄物(ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については、許可証別紙1のとおりとする。) 以上5種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒352-0004 埼玉県新座市大和田二丁目231-1 電話番号 048-478-2000 事業場 電話番号
事業の用に供する施設の 種類及び数量	・運搬車両 7台(3種類) ・運搬容器 蓋付オープンドラム缶 50本 クローズドラム缶 10本 ポリタンク 100個 専用プラスチック容器(50L) 100個 専用プラスチック容器(80L) 100個
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし 更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。 なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。 (根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条の4第3項)
※事務処理欄	車両変更有り 千葉県環境生活部廃棄物指導課

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 別表

取り扱う特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

※取り扱う品目の欄に「○」を記載してください。

有害物質 / 廃棄物名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	○			—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	○	○		—	—	—
鉛又はその化合物	—	○	○		—	—	—
有機燐化合物					—	—	—
六価クロム化合物	—	○	○		—	—	—
砒素又はその化合物	—	○	○		—	—	—
シアン化合物					—	—	—
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				—	—	—	—
四塩化炭素				—	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン				—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン				—	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン				—	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン				—	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン				—	—	—	—
1, 3-ジクロロプロペン				—	—	—	—
チウラム					—	—	—
シマジン					—	—	—
チオベンカルブ					—	—	—
ベンゼン				—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—		—	—	—
ダイキシン類		—	—		—	—	—
1, 4-ジオキサン		—		—	—	—	—